

ニューファイナンス株式会社
代表取締役 新井博雄 殿

ご 照 会

平成24年 2月13日
特定非営利活動法人
消費者支援機構関西代理人
弁護士 河原田 幸子

同 上 田 孝 治

同 五 條 操

連絡先

〒541-0043

大阪市中央区高麗橋2丁目4番4号

公洋ビル7階 五條法律事務所

電 話 06-6203-5855

FAX 06-6203-6733

冠省 当職らは特定非営利活動法人消費者支援機構関西（大阪市中央区石町1丁目1番1号 天満橋千代田ビル 以下、「依頼者」といいます。）を代理して本書を差し上げます。

依頼者と貴社との間には契約条項使用差止等請求訴訟が係属していたところ、最高裁判所平成23年11月30日付決定をもって、下記の契約条項について、貴社に対し同条項を含む契約の締結を停止すること等を命ずる判決（京都地裁平成20年（ワ）第1079号事件）が確定いたしました。

また、上記京都地裁判決を債務名義として、同21年7月24日、貴社に対し、同裁判所は間接強制による強制執行を命ずる決定を発令しています（同裁判所平成21年（ワ）第18号事件）。

然るに、貴社は、上記差止請求事件の控訴審（大阪高裁平成21年（ネ）第1437号事件）における第2準備書面（同年7月26日）において、控訴審判決後には、下記契約条項を含む乙13号証の書式を使用する予定である旨述べています。

つきましては以下の事項についてご照会します。本書到達後、7日以内に文書にて弁護士五條宛ご回答ください。

記

- 1 上記間接強制命令送達後，下記契約条項に該当する契約条項の使用の有無，使用した場合，その期間及び使用件数。
- 2 下記契約条項を含む借用証書の破棄の有無，破棄済みの場合，その年月日，破棄の方法。

(契約条項の表示)

「貸付金の弁済期日が到来する前に，貸付金額の全部を償還することができるものとします。この場合は，償還する残元金に対する3パーセントの違約金を負担します。又，第2項（期限の利益の喪失）により貸付金の全部を償還する場合も同様とします。」など，貸付金の最終弁済期日前に貸付金を全額返済する場合に，借主が返済する残元金に対し割合的に算出される違約金を負担するとの契約条項

以上